

平成24年度第2回岡山県環境審議会水質部会 議事概要

1 日時

平成25年2月13日（水） 13：30～14：30

2 場所

三光荘 パブリゾン（岡山市中区古京町1-7-36）

3 出席者

委員4名

4 議事要旨

審議事項（1）平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について （諮問）

（委員）

水質の常時監視の効率化を進めていると説明されたが、県は具体的にどのような措置を図ったか。

（事務局）

平成23年度には、河川の水質の指標となるBODに加えてCODも併せて測定していた川辺橋（総社市）等8地点について、CODの測定を止める等の対応をとっている。

（委員）

有害物質項目は何回か測定して検出されなければ、それ以後測定する必要はないように思われるが、いかがか。

（事務局）

過去に有害物質が検出されない場合であっても、今後恒常的に検出されないとは限らず、水質の動向を把握するために年1回程度の測定は最低限必要なものと考えている。

（委員）

新しい測定項目としてノニルフェノール等が追加されることに伴い、必要経費が増えると思う。その他項目の測定取り止め等の措置をとるのか。

（事務局）

分析事業者との協議の中で費用を今までより圧縮できることが分かり、今年度は従来の測定計画の内容にノニルフェノール等を追加する形で対応できることとなった。

（委員）

今後予算が切り詰められていく中で、重要度を勘案して測定計画を策定する必要性

がますます大きくなると思う。

(委員)

新規物質に環境基準が設定されることは過去にもあったのか。測定項目にノニルフェニールを追加したのは何故か。人的被害があったのか。

(事務局)

化学物質について新しい知見が蓄積される度に、環境基準測定項目は拡充されている。ノニルフェニールは、水生生物に与える影響を考慮して追加されたものである。

審議事項(2) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則(案)について(諮問)

審議事項(3) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準の一部を改正(案)について(諮問)

(委員)

1,4-ジオキサンは、廃棄物最終処分場の排水から検出されると聞いているが、県条例は廃棄物最終処分場を規制対象としているか。

(事務局)

産業廃棄物最終処分場が規制対象となる特定施設に含まれる。

(委員)

事業者は、現実的に排水基準を遵守できるのか。1,4-ジオキサンの排水処理は難しいと聞いている。事業者側の対応状況を確認しているか。

(事務局)

産業廃棄物処分場は廃棄物処理法によって規制されることが決まっており、現況において県内の処分場で基準を超過している事例は見当たらない。今後は定期的な排水の検査の実施や基準遵守等の指導を強化する必要があるものと考えている。

(委員)

県は国の定めた排水基準より厳しいものを設定できるか。

(事務局)

可能である。ただし、上乘せ規制を実施するためには、科学的知見、事業者の実態調査や現実的な遵守可能性などを詳細に検討した後、審議会での議論等の手続きを経なければならないと考えられる。この度の県条例規則及び告示の改正については、国の定めた基準に合わせた改正であることから、これらの手続きは簡略化している。

(委員)

この度の条例規則及び告示の改正は公報等で事業者への周知を図るか。

(事務局)

県公報で周知する。また、県ホームページでも内容を発信することとする。

(委員)

事業者の中にはこの度の改正の動向を知らない者もあると思われる。その辺りへの配慮は行うのか。

(事務局)

届出受理時や立入検査など機会を捉えて周知を図る必要があると考えている。